

○岡山市立学校の中高一貫教育に関する規則

平成11年1月26日

市教育委員会規則第1号

改正 平成21年3月24日市教育委員会規則第1号

令和3年4月12日市教育委員会規則第15号

令和3年11月17日市教育委員会規則第22号

(目的)

第1条 この規則は、岡山市立学校で施す、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施す教育の充実を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(併設型中学校及び併設型高等学校)

第2条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第71条の規定に基づき、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施す中学校（以下「併設型中学校」という。）及び高等学校（以下「併設型高等学校」という。）は、別表に定めるものとする。

(就学手続)

第3条 保護者は学齢生徒を併設型中学校に就学させようとする場合には、中学校長の入学承諾書及び入学届（様式第1号）を、教育委員会に提出しなければならない。

2 併設型中学校に在学する学齢生徒が義務教育の課程を終了する前に退学した場合には、校長は教育委員会にこれを通知するものとする。

(入学)

第4条 併設型中学校及び併設型高等学校への入学については、教育委員会が定める入学者選抜実施要項により選抜し、校長がこれを許可するものとする。

2 併設型高等学校においては、併設型中学校の生徒については入学者選抜を実施しないものとする。

(教育課程)

第5条 別表の左欄に掲げる併設型中学校及び同表の右欄に掲げる併設型高等学校において教育課程を編成する場合には、あらかじめ当該学校間で協議を行うものとする。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成 21 年市教育委員会規則第 1 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年市教育委員会規則第 15 号）

この規則は、公布の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 3 年市教育委員会規則第 22 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条，第 5 条関係）

併設型中学校	併設型高等学校
岡山市立岡山後楽館中学校	岡山市立岡山後楽館高等学校

様式第1号(第3条関係)

整理番号	学校通知	学齢簿記入

年 月 日

岡山市教育委員会 様

住 所 岡山市

保護者氏名

入 学 届

下記の者を、今般
て届け出ます。

学校へ入学させますので、校長の入学承諾書を添え

記

住所地の学区の市立学校	岡山市立	小・中学校
フリガナ 児童・生徒氏名		
生年月日	年	月 日

年 月 日

保護者 様

() 学校長氏名

印

入 学 承 諾 書

下記の者の入学を承諾します。

記

児童生徒氏名		
入学年月日	年	月 日

様式第 1 号 (第 3 条関係)